

令和8年度 陸別町地域おこし協力隊（事業者委託型）受入事業者 募集要領

地域おこし協力隊員（以下、「協力隊員」という。）と協働して新規事業の展開を行う町内民間企業等（以下「事業者」という。）を募集します。

◇ 対象となる事業者（応募要件）

- (1) 陸別町内に本店、支店、営業所等を置く法人または町内に居住する個人事業主で、1年以上の事業実績がある者。
- (2) 地域特性を活かした地域活性化に資する新規事業を計画する者。
- (3) 自社の既存事業を運営するための補充人材ではなく、新規事業に必要な人材として協力隊員を雇用し、町民と連携協力して地域活性化に繋げる意欲があること。
- (4) 協力隊員の活動内容や研修内容に責任を持ち、また、必要な技術や知識を提供する意思を有していること。
- (5) 協力隊員が任期中および任期終了後も希望すれば、働き続けられる責任を持つこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生可能法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立てを行っている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 公租公課の滞納がないこと。

◇ 本事業の仕組み

(1) 事業者・協力隊員・町の関係

- ・事業者と協力隊員は、雇用契約を締結します。
- ・事業者と町は、委託契約を締結します。
- ・町は協力隊員を委嘱し、事業者に委託料を支払います。

(2) 事業者・協力隊員・町の役割

(ア) 事業者

- ・協力隊員を雇用すること
- ・事業計画書等応募に係る書類を作成し町に提出すること。
- ・自ら提案した事業に、協力隊員を単なる補充人材ではなく、新規事業の担い手として従事させ、必要な技術や知識を提供すること。
- ・協力隊員と共同で活動月報、活動費実績報告書を作成し、町に提出すること。
- ・協力隊員と共同で1年に一度実績報告書を作成し、町に提出すること。
- ・雇用契約に基づいて協力隊員に報酬を支払うとともに、消耗品や旅費などの活動費を支出して協力隊員との共同活動に必要な環境を整備すること。
- ・協力隊員の任期終了後の定住・定着を支援すること。

(イ) 協力隊員

- ・活動計画書に基づいて、事業者が提案した地域おこし活動に従事すること。
- ・活動計画書に基づいて、定住・定着に向けた活動に取り組むこと。
- ・事業者と共同で活動月報及び活動費実績報告書を作成すること。
- ・事業者と共同で1年に一度実績報告書を作成すること。
- ・活動の広報、周知に努めること。

(ウ) 町

- ・協力隊員の募集を行うこと。
- ・委託契約に基づいて、協力隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で事業者を支払うこと。
- ・活動の広報、周知を支援すること。

(3) 財政的支援

- ・町から事業者を支払う委託料は、協力隊員1人当たり年額5,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む・人件費相当3,500千円、物件費相当2,000千円）を上限とします。

◇ 応募手続き

(1) 提出書類：

- ・陸別町事業者委託型地域おこし協力隊受入れ事業計画書
- ・収支計画書
- ・雇用契約書（案）または就業規則（案）等、協力隊員の労働条件を記載した書類
- ・直近1年分の決算書等財務状況が分かる書類

※その他、町内に事業拠点があることがわかる書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出先

陸別町総務課 企画財政室 (TEL : 0156-27-2141)

直接または電子メール (kyouryokutai@rikubetsu.jp) による提出 (随時受付)

◇ 事業者の選定

(1) 選定方法

- ・応募書類により要件の具備、事業の実現性や継続性、協力隊員の業務内容などを確認します。
- ・担当者によるヒアリングを行う場合があります。
- ・担当課が実施する審査により、適否を決定します。

(2) 失格事由

- ・応募書類への虚偽の記載や選定結果に影響を及ぼす不正行為があった場合は選定対象から除外します。

(3) 選定結果の通知

- ・対象事業者へ直接通知および町ホームページへの公表を行います。

◇ 協力隊員について

(1) 受入れ人数：対象事業者が受入れできる協力隊員は、一事業者につき1名までです。

(2) 募集人数：若干名（対象事業者が決定した後に募集を開始します。）

(3) 応募資格：・委嘱時点で年齢18歳以上の方

- ・三大都市圏内の都市地域もしくは一部条件不利地域又は政令指定都市に現在住民票がある方で、隊員に決定後、生活の拠点を当町に移し住民票を異動できる方
- ・地域住民として、地域活動に積極的に参加できる方
- ・普通自動車運転免許を持っている方
- ・地域活性化に熱意があり、事業を推進するために必要な技能を有する方
- ・最長3年間の活動期間満了後も陸別町に定住し、就業しようとする意欲を持っている方
- ・心身ともに健康で、誠実に勤務できる方
- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- ・継続して1年以上、地域おこし協力隊活動ができる方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でない方。

(4) 活動時間等

- ・活動時間：1日7時間45分、週38時間45分以内を原則としますが、事業者との契約及び指示によります。
- ・活動日：事業者との契約及び指示により変動します。
- ・休 暇：事業者との契約によります。
- ・勤務場所：陸別町全域
- ・町から協力隊員へ賃貸住宅家賃並びに赴任旅費の一部を助成します。

(5) 任用期間 委嘱の日から令和9年3月31日

※以降、1年度単位で更新し、最大3年間まで延長します。

事業計画と実績に大幅な乖離がある場合や、活動内容がふさわしくない

と判断される場合は、事業者と協議の上、翌年度の委嘱を行わない場合があります。

◇ その他

- (1) 対象事業者に決定後、本募集要領に定める応募要件を満たさなくなった場合は対象事業者としての資格を取り消す場合があります。
- (2) 協力隊員の受入れは、陸別町一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、町は事業者と契約を締結しないことや内容に変更が生じることがあります。

◇ 担当窓口

〒 089-4311 北海道足寄郡陸別町字陸別東 1 条 3 丁目 1 番地
陸別町総務課 企画財政室
電 話 : 0156-27-2141
E-mail : kyouryokutai@rikubetsu.jp